

【事例5】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース

私は、令和4年中にY証券大手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。
そして、Y証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

また、この特定口座を通じて上場株式であるL電気の配当（収入金額80,000円）と公募公社債であるM市の地方債の利子（収入金額20,000円）を受け取りました。この配当と利子以外に、上場株式であるN建設の配当（収入金額40,000円）をこの口座の開設前に受け取っています。

私は、これらの収入以外に、給与（収入金額9,065,400円）があります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは3ページ参照）。

① 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この事例の場合には、Y証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

「特定口座年間取引報告書」に記載されている住所が現在の住所と異なる場合には、現在の住所を記載されている住所の上段に書いてください。

令和4年分 特定口座年間取引報告書

住所 F市△町9-8-7 E市〇町1-3-2	フリガナ タカマツ サブロー	氏名 高松 三郎	生年月日 明・大・令 40・11・3	口座開設 年・月・日 4・5・6	源泉徴収 の 有・無 〇
譲渡区分	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)		
上場分	1,900,000	2,119,000	△219,000		
特定信用分	—	—	—		
合計	1,900,000	2,119,000	△219,000		

（配当等の額及び源泉徴収税額等）

種別	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別配当金の額	上場株式配 当等 控除 額	外国所得税の額
①株式、出資又は基金	80,000	12,252	4,000			
②特定株式投資信託						
③投資信託又は特定受益証券 行信託（②及び③以外）						
④オープン型証券投資信託						
⑤外国株式又は外国投資信託等						
⑥合計（①+②+③+④+⑤）	80,000	12,252	4,000			
⑦公社債	20,000	3,063	1,000			
⑧社債的受益権						
⑨投資信託又は特定受益証券 行信託（⑧及び⑨以外）						
⑩オープン型証券投資信託						
⑪外国公社債等又は外国投資信 託等						
⑫合計（⑦+⑧+⑨+⑩+⑪）	20,000	3,063	1,000			
⑬譲渡損失の金額	219,000					
⑭差引金額（⑬+⑫-⑪）	0					
⑮納付税額		0	0			
⑯還付税額（⑮+⑭-⑬）		15,315	5,000			

金融商品取引業者等
所在地 E市△町4-5
名称 Y証券大手支店 (電話) 〇〇〇-〇〇〇〇

令和4年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。この事例の場合、一の特定口座のみを申告しますので、「特定口座年間取引報告書」の③欄の金額（△219,000円）を△を付けないで転記することができます。

【支払通知書（上場株式配当等の支払通知書）】

第〇期 配当金明細書

ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
—1000株	40000円	40000円	15.315%	6126円	33874円
			住民税率 5%	2000円	

第〇期配当金についての明細を上記のとおりご通知申し上げます。
本票は国税特別徴収法の規定に基づき作成する「支払通知書」を添付しております。

〇〇〇-〇〇〇〇 E市〇町1-3-2
株主 高松 三郎 様

令和4年4月22日
N建設株式会社

確定申告書の提出に当たり、特定口座年間取引報告書及び上場株式配当等の支払通知書の添付は原則不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、これらの書類が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【事例5】の解説

○ あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、L電気の株式の配当とM市の地方債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、申告分離課税により申告する場合は、上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額と損益通算することができます。

損益通算してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができますが、この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります（53ページ参照）。

（注）この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

これらの上場株式等の取引による譲渡損失の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	通算後の差引金額
（譲渡分）	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円	→ △79,000円
（利子・配当分）	140,000円	0円	= 140,000円	→ 0円

※ 申告分離課税を選択した配当所得については、配当控除などは適用できません（【事例1】及び【事例6】も同じです）。

○ 株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、申告書に添付しますが、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

○ 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、36ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

確定申告書付表（1面）

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所 F市△町9-8-7 フリガナ タカマツ サブロー
氏名 高松 三郎

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。②面の2面同じです。)

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額)	① 219,000
上場株式等に係る譲渡損失の金額(※) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額)	② 219,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③ 219,000

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	当所得に係る負債の利子
Y証券大手支店	100,000	
N建設株式会社	40,000	
合計	④ 140,000	⑤
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (④-⑤) (赤字の場合には0と書いてください。)	⑥ 140,000	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額と⑥欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑦ 79,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑥欄の金額と⑤欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑧ 0

この付表の作成が必要なケースは【事例4】の29ページで説明していますので、参照してください。

【事例4】の記載例の書き方（29ページ）を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額（特定口座年間取引報告書の⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額）も併せて申告しなければなりません（55ページの【注意】参照）。

⑤欄の金額は、「確定申告書付表」1面の③欄に記載がある方が書いてください。
この事例の場合、③欄の金額（219,000円）から④欄の金額（140,000円）を差し引いた残りの金額（79,000円）を書いてください。

⑥欄の金額は、「確定申告書付表」1面の④欄に記載がある方が書いてください。
この事例の場合、④欄の金額（140,000円）より③欄の金額（219,000円）の方が大きいので0と書いてください。

この事例の場合、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がないので、⑪欄へ転記します。

確定申告書付表（2面上部）

本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑦+⑧)	⑨	
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑥+⑧)	⑩	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪	79,000